

難民サポーター、寄付者のみなさま

ご支援ありがとうございました。
ここに、2004年の中間報告をさせていただきます。
皆様からの資金を有効に活用するよう努めて参ります。

難民サポーター！緊急ファンド
難民サポート中間報告 2004

04年 相談件数と傾向

□ 相談件数（1～6月）：281件、月平均47件

□ 国籍：22ヶ国、のべ134名



「」 法的支援相談&生活支援相談

□ 難民認定手続きなどに関する法的相談：109件

□ 生活などに関する生活支援相談：90件

当協会の事務所における相談の傾向としては、民主化勢力に対する弾圧の強まったためと主張したミャンマー（ビルマ）出身者が全体の相談の約半数を占めており、同国出身者が法的相談の55%、生活相談の30%を占めました。

また、当協会は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）への難民登録業務を行っています。同期間中に登録された難民は49名で、うち24件は入管収容施設にて行われました。

「」 収容ケースと家族のケースの増加

昨今、入管、警察の不法滞在者取締り強化により、母国にも帰れず不法に滞在せざるを得ない多くの難民申請者が逮捕され、入管収容施設に収容されてしまうという事態が発生しています。また、収容だけでなく、難民申請が不認定となった後直ぐに出身国に強制送還されてしまう者も出ています。

さらに、家族のケースも増えており、片親のみ或いは両親が収容されて子供と離れ離れになるということも珍しくありません。働き手を失ったことにより残された家族の生活が困窮したり、精神的にも不安定な状態になるなどの影響が出ています。

当協会では送還の危険に直面している収容者のケースに重点を置いて、より迅速な支援ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

古村哲夫（難民アドバイザー）



緊急ファンド：日本で生活して行くために必要なお金に困っている難民への貸出・支給を目的として、2000年12月に設立した基金です。

特定非営利活動法人 難民支援協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-19 銀鈴会館406号室

Tel:03-5225-2135 Fax:03-5225-2136 info@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp/>

緊急ファンド 執行ケース紹介

新島彩子（難民アドバイザー）

ケース① Eさん 20代男性 C国

E氏は、政治活動を行っていたことによる迫害から逃れるため、アフリカのC国より来日しました。頼ることができる知人も一人もおらず、難民認定申請をしようにもその情報を得られないまま、東京都内を転々としていました。やっとの思いで同国人を見つけ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）に辿り着き、当協会を紹介されて初めて来訪したのが、2003年4月。大人しい真面目そうな印象を受ける青年でした。

当時、偶然知り合った同国人に部屋を間借りさせてもらっていましたが、早々に追い出されることとなりました。当協会の手配により、キリスト教の団体が所有する難民申請者用のシェルターに入居することができ、安堵の表情を見せていました。国では地質学を専攻する大学院生であったE氏。日本でもどうにか勉学を続けられないかと、独学で日本語を勉強していました。しかし、日本では難民申請者に対する公的支援が整備されていないため、勉学はおろか、最低限の生活もまま

なりません。そんなE氏がやっと見つけた仕事も、インターネットカフェのピラ配り。E氏にとって初めての日本の冬が訪れようとしていました。

数ヶ月前に入居したシェルターは、契約期間が設定されており、いずれは自立しなければなりません。E氏とともに都内の外国人ハウスを探しましたが、家賃35,000円の物件を見つけましたが、入居時のまとまったお金を用意することが出来ませんでした。最近ではピラ配りの仕事も減ってきている上に、初めての冬の寒さに体調を頻繁に崩したことにより医療費がかさんでいたためです。そこで、入居時に必要なデポジットと初月家賃を当協会より貸付け、シェルターからの自立をサポートすることとしました。

貸付時に決めた毎月の返済額である2,000円を支払いに、E氏は毎月事務所を訪れます。困難な状況にあっても穏やかなE氏に、いつも私の方が癒されているような気がします。

外国人ハウス 入居時デポジット代	20,000円
初月家賃代	35,000円
合計	55,000円

弁護士事務所で相談する難民と
通訳ボランティア



無料医療相談会をはじめました

難民支援協会の初の試みとして、内科医による無料医療相談会を、今年5月より毎月2回のペースで、当協会事務所にて行っております。

「体調に不安があるがどこに行けばよいかわからない」「病院に行ったが、診察を拒否された」「病院に行きたいが、医療費が払えず行くことができない」などの難民からのニーズにこたえるため、日頃から連携させていただいていた内科医の協力のもと、スタートいたしました。

その相談内容は多岐に渡ります。

「日本に来たばかりです。感染症にかかっていないか心配なので、検査を受けたい。」

「建築現場での作中に3メートルの高さから誤って落ちてしまい、腕を骨折した。救急車で運ばれ、通院はしているが、医療費が支払えない。労災はもらっていない。自分以外にも家族の医療費も滞納している。どうしたらよいかわからない。」

「先週、1年半ぶりに、入国管理局の収容施設から放免された。長期収容¹の影響か、非常に体調が悪い。」など…。

ヨーロッパ各国では、難民認定申請者に対し、医療を無料で受けたり、同国民と同様の待遇を保障していますが、日本では一切保障が無く、在留資格の問題から国民健康保険に加入することもできません。風邪で病院に行っただけで、1万円近くかかることもあります。それ以前に、病院に行っても、言葉の問題や医療費の未払いを懸念し、診察拒否に合うこともあります。

今まで難民支援協会では、ある個人の方からいただいたご寄付を医療費支援金として、高額な医療費に限り支給してまいりました。が、その支援金もそろそろ底を尽きそうです。今後は、サポーターの皆様からのご寄付を高額の医療費にも対応させることができれば…というのが私共の願いです。

¹ 現行法では、不法入国や超過滞在の場合、難民認定申請の手続き中であっても、不法滞在者として入国管理局に収容されてしまう例があります。

半年を振り返って、精神的に不安定になっている方へのケアが今後ますます必要になると感じています。この半年だけでも、精神科への入院をサポートしたり、メンタルクリニックを紹介する場面が何度かありました。この背景にあるのは、彼ら／彼女らが、母国において自らが身柄の拘束や拷問等の迫害を受けた難民であり、更に、その母国での傷とともに辿り着いた日本でも、長期化する難民認定申請や生活上の様々な困難から不安定な生活を強いられる点です。また、最近の傾向として、1 ページ目でもご紹介した通り、入国管理局や警察による不法滞在者取締り強化により、難民認定申請中であっても身柄を拘束されてし

まい、父親が収容され母子のみが残されるというケースもあります。庇護を求めた日本においても収容されてしまうのではないかという不安や自国の大使館のスパイが尾行していると思込み、家から出ることすら出来なくなってしまったと言う方もいます。

このような状況を受け、難民支援協会では、メンタルヘルスをケアするプログラムをつくっていきたいと考えています。精神的に危機的な状況にならないよう、予防的なグループワーク等を生活支援とともに行っていきたいと思っております。

難民サポーター・緊急ファンド ◆中間報告◆ 2004 年 8 月

特定非営利活動法人

難民支援協会

Japan Association for REFUGEES

中間報告

難民サポーターとして今年度もご支援いただきました皆さまには、心より御礼申し上げます。

今年度の支援金支給は、32 件、510,890 円を執行しました。生活費以外にも仕事を探すため、入管に行くための交通費としてお渡ししたケースも多くありました。また、貸し出しをした基金の返済についても 12 件、170,900 円ありました。

「緊急ファンド」プロジェクト基金全体では 2002 年度は 2,469,660 円の入金に対して、2003 年度は 753,823 円と、約 1/3 に減少しています。(前述の難民からの返済金およびサ

ポーター費も含まれています。)

最近の傾向として、東京首都圏では難民認定申請者から仕事先を失った、本当に仕事を得ることが困難で見つからないとの相談や声が寄せられています。また、難民不認定の取り消しを求めた訴訟も増加傾向にあり、公的支援がない長期間の訴訟中の生活についても支援の仕組みが必要であると実感しています。

このような環境の中、ニーズに即した実効性のある「緊急ファンド」の必要性は高まっています。

難民の方がせめて最低限の生活を確保できるよう、よりきめの細かい支援を実行していく必要があります。そのためにはみなさまからのご支援が必要です。今後ともぜひ緊急ファンド基金を支えてください。よろしくお願いいたします。

また、より多くのご支援を得るために、お知り合いの方にもぜひ当協会の活動と「難民サポーター」制度をお知らせください。活動内容がわかる資料をお送りしますので、メールか電話にてご連絡頂ければ幸いです。併せてお願いします。

● 2003年度（03年7月～04年6月）収支報告 ●

I 収入	□ 繰越金	1,275,673 円	
	□ 「緊急ファンド」基金	753,823 円	合計： 2,029,496 円
II 支出	□ 難民への支給、貸し出し	510,890 円	
	□ 運営管理費	266,584 円	合計： 777,474 円

(病院、仕事探しの同行等のスタッフ交通費等として活用しています)

難民への支給および貸付リスト (2003年7月～2004年6月)

	出身地域	金額 (円)	用途		出身地域	金額 (円)	用途
1	アフリカ	40,000	住居費		欧州	10,000	返済
	欧州	12,500	返済		アフリカ	2,400	返済
	アフリカ	40,000	返済	17	欧州	10,000	生活費
2	アフリカ	31,180	医療費・交通費	18	欧州	10,000	生活費
3	アジア	7,500	生活費	19	欧州	3,000	生活費
	アジア	30,000	返済	20	中東	30,000	生活費
4	欧州	20,200	住居費	21	アフリカ	55,000	住居費
5	アフリカ	49,500	生活費	22	中東	12,000	住居費
	アフリカ	10,000	返済		アフリカ	20,000	返済
6	欧州	4,000	生活費	23	アフリカ	20,000	住居費
7	アフリカ	3,210	医療費・交通費	24	アジア	6,760	生活費、交通費
8	アジア	30,000	生活費		アフリカ	2,000	返済
9	欧州	54,000	住居費・生活費	25	アフリカ	5,580	生活費、交通費
10	アフリカ	5,670	生活費・交通費	26	アフリカ	17,000	生活費、住居費
11	アフリカ	20,000	住居費・生活費	27	アフリカ	5,000	住居費、交通費
12	アフリカ	10,750	生活費・交通費	28	アフリカ	5,420	生活費、交通費
13	アフリカ	1,040	交通費	29	アフリカ	5,000	生活費
14	アジア	6,000	生活費		アフリカ	2,000	返済
	欧州	30,000	返済		アフリカ	2,000	返済
	アフリカ	10,000	返済	30	アジア	6,480	生活費、交通費
15	欧州	11,600	在留資格更新代・交通費	31	アフリカ	5,000	生活費
16	欧州	10,000	生活費	32	中東	10,000	生活費
合計 32 件				510,890 円			

今年度、フランク・ラッセル株式会社より支援金を頂きました。ありがとうございました。